

笠岡市小中一貫教育推進計画

～「学ぶ楽しさ 輝く個性 生き抜く力」を求めて～

令和2年3月

笠岡市教育委員会

目 次

	頁
はじめに	1
I 笠岡市の学校教育の現状と課題	2
II なぜ小中一貫教育を導入するのか	6
III 小中一貫教育推進計画の位置付け	10
IV 笠岡市の小中一貫教育の基本方針	11
V 小中一貫教育の主な取組	17
VI 教育環境の整備	26
VII 小中一貫教育導入のスケジュール	30
VIII 計画管理	32
◎参考	33
◎参考資料	別冊

はじめに

これからの子供たちが直面する社会は、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて進展することが予想されており、先を見通すことが益々難しくなります。子供たちが、このような社会を強く生き抜いていくためには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力を育てていくことが重要となってきます。

そのような状況の中、国においては学校教育法の一部改正（平成28年4月1日施行）により、小中一貫教育が「義務教育学校」、「小中一貫型小学校・中学校」という新しい学校制度として位置づけられ、義務教育9年間の系統性のある指導が制度として進められることとなりました。

それを受け、笠岡市では、小中学校の教職員が一体となって、義務教育9年間の枠組みの中で一貫した指導や支援を行い、子供の「学び」や「育ち」の連続性を保障した小中一貫教育を推進していくこととしました。

笠岡市教育委員会では、平成23年度から保幼小中連携教育を推進し、中学校区ごとに工夫を重ねた取組を行うことにより、本市の課題である学力や不登校において一定の成果が出てきています。しかし、学力向上や生徒指導をさらに充実させるためには、連携教育から一歩進めて義務教育9年間を見通した教育システムを構築していく必要があります。そこで、小中一貫教育の基本的な考え方を明らかにした「笠岡市小中一貫教育推進計画」を策定しました。

笠岡市教育委員会では、平成30年12月に笠岡市教育審議会より出された「小中一貫教育推進 答申書」を受けて、これからの小中一貫教育の在り方について検討を重ねて参りました。それとともに、第7次笠岡市総合計画の学校教育の充実に向けての基本方針「新しい時代に必要となる資質・能力を備え、笠岡を愛し、共に生きていこうとする子どもたちの育成を目指し、『自立して、共に生きる子どもを育てる学校教育』を推進する。」の趣旨、及び、笠岡市教育大綱（第2期笠岡市教育振興計画）の基本方針（1）『『学び』『育ち』をつなぎ、自立して共に生きる子どもを育てる学校教育の推進』を受け、本計画の策定に至りました。将来を担う子供たちの健やかな成長を願い、保護者、地域の方々など市民の皆様のご理解のもと本計画に基づき市内の全ての学校で小中一貫教育を効果的に推進していきたいと考えています。

I 笠岡市の学校教育の現状と課題

1 笠岡市が目指す学校教育

(1) 第7次笠岡市総合計画における位置づけ

笠岡市では、第7次笠岡市総合計画において、5つの戦略の一つである未来戦略の中に学校教育の充実を掲げ、次のとおり基本方針を定めています。

基本方針 「新しい時代に必要となる資質・能力を備え、笠岡を愛し、共に生きていこうとする子どもたちの育成を目指し、『自立して、共に生きる子どもを育てる学校教育』を推進する。」

- 達成目標
- 1 郷土愛の育成
 - 2 生きる力の育成（確かな学力・豊かな心・健やかな体）
 - 3 共生の心の育成
 - 4 小中一貫教育及び学校規模適正化の実施

(2) 笠岡市教育大綱及び第2次笠岡市教育振興基本計画における位置づけ

○教育大綱

○笠岡市教育振興基本計画

基本理念 『 学ぶ楽しさ 輝く個性 生き抜く力 』

基本方針（学校教育）

『 「学び」「育ち」をつなぎ、自立して共に生きる子どもを育てる
学校教育の推進 』

確かな学力の向上・豊かな心の育成・健やかな体をもつ子どもの育成をより効果的に図るために、幼児期、小学校段階、中学校段階それぞれの「学び」、「育ち」を滑らかに接続することを大切にし、一貫教育の推進を図ります。また、ソフト・ハード両面から子どもたちが安心して学習できる環境づくりを行います。

- 基本施策
- ① 自立した子どもの育成
 - ② 共生の心の育成
 - ③ 郷土愛の育成
 - ④ 小中一貫教育及び学校規模適正化の実施
 - ⑤ 学校施設等の整備

(3) 笠岡市内小・中学校における課題

笠岡市内小・中学校には、これまで特に「学力」、「不登校」に関する教育課題が見られました。

抽出調査で実施された平成24年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）において、岡山県の国語，算数・数学の平均正答率は47都道府県の中で下位に位置していたが，同年に実施した岡山県学力・学習状況調査（岡山県教育委員会）においても，笠岡市の各教科平均正答率は，岡山県平均を軒並み下回っていました。

また，平成22年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）において，岡山県小学校の不登校児童の割合（出現率）が全国ワースト1位だった際に，笠岡市の割合は県内市町村でワースト2位という状況にありました。

当時，こうした状況を鑑みて，笠岡市「確かな学力」育成プロジェクトを立ち上げて，基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した学力向上施策に取り組んできました。また，新たな不登校児童生徒の出現を防ぐための体制を構築するなど，笠岡市いじめ・不登校対策総合推進事業として様々な取組を実施してきました。

こうした取組の効果もあり，学力調査の平均正答率は，特に小学校において，近年は全国平均を上下する状況が定着していますが，中学校においては，厳しい状況にあります。また，不登校児童生徒の出現率（児童生徒100人当たりの出現人数）も，平成22年度は小学校で0.76人，中学校で2.95人だったものが，平成29年度には小学校で0.23人，中学校で1.52人となっており，当時の状況からは大きく改善しているといえます。ただし，学校・学年によっては，例えば学力・学習状況調査の平均正答率が全国平均を下回るような心配な状況も散見されます。また，不登校児童生徒の出現率も近年は厳しい状況となっています。

笠岡市において，今後も，これらの課題に対応した施策を効果的手法で継続的に実施する必要があります。

【不登校の出現率】

※不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×100

年 度	小 学 校			中 学 校		
	全 国	岡 山 県	笠 岡 市	全 国	岡 山 県	笠 岡 市
H30	0.7	0.77	0.28	3.65	3.09	2.54
H29	0.54	0.57	0.23	3.25	2.73	1.52
H28	0.47	0.51	0.27	3.01	2.52	0.51

※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果から

【全国学力状況調査】

正答率

年度		小学校（6年生）				中学校（3年生）			
		国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
H30	全 国	71	55	64	52	76	61	66	47
	岡山県	71	54	62	50	76	59	65	44
	笠岡市	73	55	65	50	76	58	64	43
H29	全 国	75	58	79	46	77	72	65	48
	岡山県	75	58	79	46	77	71	64	47
	笠岡市	75	55	78	43	78	69	64	46
H28	全 国	72.9	57.8	77.6	47.2	75.6	66.5	62.2	44.1
	岡山県	72.6	57.5	77.2	47.3	74.7	63.8	60.3	41.4
	笠岡市	74.8	59.9	79.3	48.6	74.9	63.8	61.0	41.3

※ ○囲みは全国平均超え □囲みは全国平均未滿

（４）これまでの保幼小中連携教育

笠岡市では、（３）で記したような教育課題の克服を目指して、平成23年度から保幼小中連携教育に取り組んできました。「学力」、「不登校」等の課題解決は、義務教育9年間の系統性のある指導が有効であることは、先進事例でも実証されています。

保幼小中連携教育とは、保育園・保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれの発達段階に合わせた子供の個性や能力を伸ばして「生きる力」を身につけさせるために、連携しながら、「学びと育ち」の連続性・発展性をもって教育を進める取組です。この保幼小中連携教育は、将来的に「一貫教育」へ発展させる方向性にあり、現在、各小・中学校では「保幼小中連携教育」を発展させ、かつ新学習指導要領を円滑に実施する意識で、「小中一貫教育」を指向した取組も行っています。目指す子ども像を「自立して共に生き、郷土笠岡を愛する子ども」と統一し、それぞれの中学校ブロックで重点化・焦点化するテーマを決め、それぞれ実践しています。

子供たちが小学校に入学し、円滑な学校生活をスタートさせることは小中一貫教育のスタートにおいて大変重要であり、その意味で保幼小の連携は大きな意味を持っているといえます。現在、保幼小連携において取り組んでいる保育所（園）・幼稚園での「*アプローチカリキュラム」や小学校における「*スタートカリキュラム」などの保幼小接続プログラムは、今後においても確実に取り組んでいく必要があります。

これまでの保幼小中連携教育では、小学校や中学校においての情報共有と連携を進めてきましたが、現行制度の中では体制や教育課程の編成などで限界もあり、新しい制度である小中一貫教育の導入が必要と考えています。

Ⅱ なぜ小中一貫教育を導入するのか

1 小中一貫教育の定義

文部科学省は、国の実態調査において、小中一貫教育等を次のように定義しています。

① 小中連携教育

小・中学校が、相互に情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育（小学校と中学校は別々の教育課程で実施）

② 小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育（小学校と中学校は同一の教育課程で実施）

2 小中一貫教育が求められる背景

小中一貫教育が求められる背景として、国は次の6点を挙げています。

① 教育基本法(平成18年)、学校教育法の改正(平成19年)による小学校・中学校共通の目標として義務教育の目的・目標規定の新設

② 近年の教育内容の量的・質的充実への対応

「生きる力(確かな学力, 豊かな心, 健やかな体の調和のとれた力)」の育成, 小学校高学年への外国語の導入ほか, 学習活動の充実が図られる。

③ 児童生徒の発達の早期化等に関わる現象

小学校高学年段階における身体的発達の早期化への対応を図る。

④ 中学校進学時の不登校, いじめなど, いわゆる「*中1ギャップ」への対応

不登校, いじめの認知件数等, 小学校6年生から中学校1年生になったときに生徒指導上の問題の増加, 並びに, 学習面における肯定的の考えを持つ生徒の割合の低下など学習指導上の課題への対応を図る。

また, 小学校, 中学校段階での学校間での差異に, 児童生徒が抱く不安感の軽減・解消を図る。

⑤ 少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

家庭・地域の社会性育成機能の低下の中で, 学校に期待される役割の相対的な増大に対応する。

⑥ 学校現場の課題の多様化・複雑化

- ・複雑な家庭環境で育つ子どもの増加, 家庭の教育力の低下
- ・特別支援教育の対象となる児童生徒の増加
- ・不登校, 暴力行為など生徒指導上の問題の増加

- ・保護者ニーズの多様化と対応の困難化
- ・時代の要請に伴う教育活動の高度化 など

3 小中一貫教育導入のねらい

国の実態調査の結果から先進地での小中一貫教育導入の主なねらいとして、次の5項目が上位となっています。

- ① 中1ギャップの緩和など生徒指導上の成果を上げる
- ② 学習指導上の成果を上げる
- ③ 9年間を通して児童生徒を育てるという教職員の意識改革
- ④ 教員の指導力の向上
- ⑤ 異学年児童生徒の交流の促進

4 小中一貫教育導入の成果と課題

国の実態調査の結果から、小中一貫教育導入の主な成果や課題として、次の項目を挙げています。

まず、成果としては、次の項目が大きな成果として挙げられています。

【成果】

○学習指導上の成果

- ・各種学力調査の結果の向上
- ・学習意欲の向上，学習習慣の定着
- ・授業の理解度の向上，学習の悩みを抱える児童生徒の減少 など

○生徒指導上の成果

- ・「中1ギャップ」の緩和（不登校，いじめ，暴力行為等の減少，中学校進学に不安を覚える生徒の減少）
- ・学習規律・生活規律の定着，生活リズムの改善
- ・自己肯定感の向上，思いやりや助け合いの気持ちの育成
- ・コミュニケーション能力の向上 など

○教職員に与えた効果

- ・指導方法への改善意欲の向上，教科指導力・生徒指導力の向上
- ・小・中学校間における授業観や評価観の差の縮小
- ・小・中学校で共通に実践する取組の増加や小・中学校が協力して指導に当たった意識の高まり
- ・仕事に対する満足度の高まり など

○その他

- ・保護者との協働関係の強化，地域との協働関係の強化
- ・学校運営，校務分掌の効率化 など

また、課題としては、次の項目が挙げられています。

【課題】

- 一貫教育の実施に伴う準備に関わる課題
 - ・ 時間割や日課表の工夫，施設の使用時間の調整
 - ・ 小学校間の取組の差の解消 など
- 一貫教育の実施に伴う時間の確保等に関する課題
 - ・ 小・中学校間の打合せ時間の確保
 - ・ 小・中学校の交流会を実施する際の移動時間・手段の確保
 - ・ 教職員の負担の軽減，負担感・多忙感の解消，負担の不均衡 など
- 児童生徒に与える影響に関する課題
 - ・ 転出入者への学習指導上・生徒指導上の対応
 - ・ 中学校における生徒指導上の問題の小学生への影響
 - ・ 小学校高学年におけるリーダー性や主体性の育成 など
- 教職員の意識改革等に関わる課題
 - ・ 管理職や教職員間の共通認識の醸成
 - ・ 小・中学校が接続する学年等以外を担当する教職員の意識向上
 - ・ 成果や課題の可視化と関係者間での共有，そのための手法の確立 など
- 人事・予算面に関わる課題
 - ・ 教員の所有免許の関係で兼務発令を拡大できないこと，兼務発令の趣旨に関する教職員の理解
 - ・ 小・中学校間のコーディネート機能の充実
 - ・ 小・中学校の教職員人事の一体的な運用
 - ・ 必要な予算の確保，小学校費・中学校費の一体的な運用 など

こうした課題への効果的な対応策は、先進事例の中で蓄積されており、それらを参考に取り組むことで軽減，解消が図られるものと考えます。

5 笠岡市の今後の方向性

笠岡市では、前記の教育課題の克服を目指して、平成23年度から保幼小中連携教育に取り組んできました。この保幼小中連携教育は、将来的には「小中一貫教育」へ発展させる方向性をもって推進してきました。

こうした中、令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で、新学習指導要領による義務教育がスタートします。この機会を確実に捉え、これまでの保幼小中連携で培ってきた*小1プロブレム対策をはじめとした保幼小の円滑な接続をベースとして、本市の学校教育が抱える課題のさらなる改善と、義務教育活動のさらなる充実を図る必要があります。

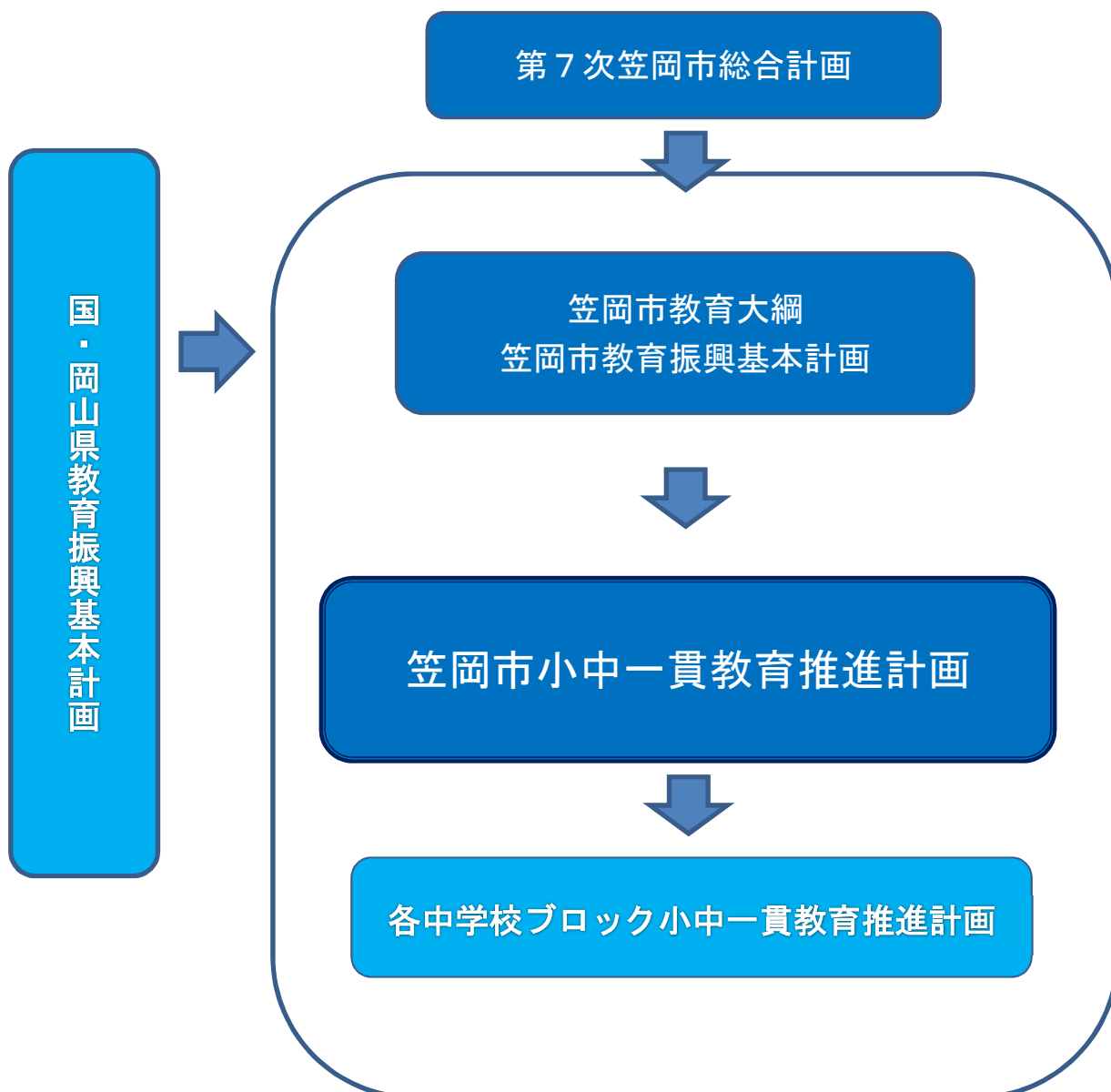
このため、本市の目指す子供像の実現に向けて、先進事例から課題への対策事例も多数あり、顕著な成果を上げている小中一貫教育の発展的導入を図ることとします。

Ⅲ 小中一貫教育推進計画の位置付け

小中一貫教育の導入は、「第7次笠岡市総合計画」において学校教育の充実の中で、達成目標の一つとして位置付けられ、さらに、「笠岡市教育大綱」及び「笠岡市教育振興基本計画」において、基本施策の一つとして位置付けられています。

本笠岡市小中一貫教育推進計画は、笠岡市教育振興基本計画の下位計画として位置付け、笠岡市の未来を担う子供たちの発達段階に応じた確かな成長を育む義務教育を確実に推進する手法として、「小中一貫教育」を導入し、着実に施策展開を図るものとします。

さらに、本計画の下に、各中学校ブロックで、それぞれに推進計画を策定し、特色ある学校づくりを進めます。



IV 笠岡市の小中一貫教育の基本方針

笠岡市は、小中一貫教育の推進にあたって、次の基本方針に基づき取り組んでいきます。

1 基本的な姿勢

- (1) 保幼小中連携を踏まえて次の3つの視点に立って、義務教育9年間を見通した学校教育を推進します。
 - ・ 3つの視点・・・「学びの連続性，系統性」
「育ちの連続性」
「教育環境の連続性」
- (2) 中学校区（ブロック）を基本として、それぞれに目指す子供像・教育目標など小中一貫教育の目標を設定し、小学校・中学校一体となって学校教育を推進します。
- (3) 中学校ブロック内の小学校・中学校の教職員が共通認識の下、児童生徒の育成・指導に連携・協働して、学校教育を推進します。
- (4) 目標達成に向けて、共通認識の下、学校・保護者・地域と一体となって学校教育を推進します。

2 義務教育9年間の捉え方

義務教育の9年間の学年段階における指導上の重点として、まず小学校段階の低学年から中学年までの時期は、幼稚園や保育所との円滑な接続、反復学習による基礎・基本の徹底、学習規律・生活規律の徹底、望ましい生活リズムの定着や家庭学習の習慣の定着などがあります。

次に小学校高学年から中学校前期までの時期は、小学校段階と中学校段階の接続期にあり、予習習慣の定着、主体的に学習に取り組む態度や姿勢の育成、興味関心や自己評価に基づく学習課題の自己決定や*メタ認知能力の育成などが挙げられます。

中学校段階の中盤から最終までの時期は、個性と能力の更なる伸長、興味関心に応じた指導の更なる充実、上級学校や外部人材を活用した発展的な学習の重視、進路選択を確実にする進路指導の充実などがあります。

こうした学年段階の区切りを考慮し、小学校期6年、中学校期3年を基本としつつ、就学・進学への接続期、子供たちの発達段階及び教育課程を考慮し、9年間の前期4年、中期3年、後期2年として指導に取り組むこととします。

【学年段階区分】

就学前教育	小学校期						中学校期		
	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
幼児期	前期			中期			後期		
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を目指し、育みたい資質・能力の育成を図る	基礎基本形成期			習熟・接続期			充実・発展期		
	義務教育修了時の姿を想定し、9年間に必要な学習規律や生活習慣に関する基礎・基本の徹底を図る。			基礎・基本の習熟を図るとともに、小・中学校の円滑な接続を図る。			義務教育9年間の仕上げとともに、進路に向けた取組の充実を図る。		
学級担任制	学級担任制			学級担任制 + 一部教科担任制の導入		教科担任制			
アプローチ カリキュラム	スタート カリ キュ ラム				小中学校教職員の相互乗入れ授業				

3 小中一貫教育の実施形態

笠岡市の小・中学校の配置等の状況から、施設分離型又は施設隣接型の小・中併設型小・中学校を基本として、各中学校ブロック内の小学校及び中学校が一貫した教育を実施する学園を形成し、小中一貫教育を推進します。

なお、施設一体型小中一貫教育校については、まず1校を令和8年度の開設に向けて取り組んでいきます。また、義務教育学校の設置については、開設した施設一体型小中一貫校において、要件等が適合できるよう検討・準備していきます。

【現行の市立中学校ブロック】

中学校ブロック								
笠岡東中	笠岡西中	金浦中	新吉中	大島中	神島外中	白石中	北木中	真鍋中
中央小 神内小	笠岡小 今井小 大井小	金浦小 城見小 陶山小	吉田小 新山小	大島小	神島外小 六島小	白石小 (休校中)	北木小	真鍋小
中×1 小×2	中×1 小×3	中×1 小×3	中×1 小×2	中×1 小×1	中×1 小×2	中×1 小×1	中×1 小×1	中×1 小×1

※ 北川小は、組合立である小北中ブロックとなるため、別途（連携型を含む）検討します。



○施設形態

施設形態		学園 ブロック	中学校	小学校	
施設分離型	中×1 小×3		笠岡西	笠岡西中学校	笠岡小学校 今井小学校 大井小学校
			金浦	金浦中学校	金浦小学校 城見小学校 陶山小学校
	中×1 小×2		笠岡東	笠岡東中学校	中央小学校 神内小学校
			新吉	新吉中学校	吉田小学校 新山小学校
	中×1 小×1		大島	大島中学校	大島小学校
			北木	北木中学校	北木小学校
施設隣接型	中×1 小×1		白石	白石中学校	白石小学校 (休校)
			真鍋	真鍋中学校	真鍋小学校
施設複合型 (分離型+隣接型)	中×1 小×2		神島外	神島外中学校	神島外小学校 六島小学校
施設一体型	小中 ×1		現行なし	令和8年度開設に向け 検討・準備	

- ・施設一体型：小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている小中一貫教育校
- ・施設隣接型：小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている小中一貫教育校
- ・施設分離型：小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に分離して設置されている小中一貫教育校
- ・施設複合型：上記の基本的類型が複合した型で校舎が設置されている小中一貫校

○学校形態

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校	
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年, 中学校3年		
組織・運営	一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長, 教職員組織		
		<p>小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件</p> <p>① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け, 学校間の総合調整を担う校長を定め, 必要な権限を教育委員会から委任する</p> <p>② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し, 一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする</p> <p>③ 一体的なマネジメントを可能にする観点から, 小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる</p>	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に, 適切な運営体制を整備すること	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程, 中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 			
の特例 教育課程	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準, 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準, 中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上 27学級以下	小学校, 中学校それぞれ 12学級以上 18学級以下		
通学距離	おおむね 6 km以内	小学校はおおむね 4 km以内, 中学校はおおむね 6 km以内		
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		

小中連携, 小中一貫, 小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて, 小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中一貫教育のうち, 小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し, 9年間を通じた教育課程を編成し, 系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

新たな学校種 (一つの学校)

⇒ 一人の校長
一つの教職員組織

修業年限 9年
(前期課程6年+後期課程3年)

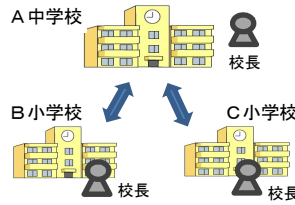


校長 (1人)

小中一貫型小学校・中学校

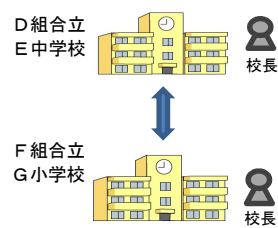
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒ それぞれの学校に校長, 教職員組織

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の共同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない

笠岡市の小中一貫教育構想イメージ図

笠岡市教育大綱
笠岡市教育振興基本計画

基本理念 「学ぶ楽しさ 輝く個性 生き抜く力」

【学校教育 基本方針】
「学び」「育ち」をつなぎ、
自立して共に生きる子どもを育てる

郷土愛
の育成

生きる力
の育成

共生の心
の育成

確かな学力

豊かな心

健やかな体

小 中 一 貫 教 育 の 推 進

基本的姿勢

- 義務教育9年間を見通した教育課程
3つの視点 「学びの連続性」
「育ちの連続性」
「教育環境の連続性」
- 中学校ブロックごとの目指す子供像、教育目標の設定
- 小・中学校教職員の共通認識と育成・指導の連携・協働
- 学校・保護者・地域の一体となった取組

発達段階に応じた指導

9年間を見通した教育課程の編成

教科担任制	中学校課程	中3	後期	充実・発展
		中2		
学級担任制	小学校課程	中1	中期	習熟・接続
		小6		
		小5		
	小4	前期	基礎・基本の形成	
	小3			
	小2			
	小1			

9年間を見通した学習指導の充実

- ◇小中一貫教育指導カリキュラムの活用
- ◇特色ある教育課程の導入
 - ・地域学の実践
 - ・英語・外国語活動の充実
 - ・特別支援教育充実

**児童・生徒の交流
異学年交流
学校間交流**

- ◇合同学習
- ◇学校行事等の合同実施
- ◇学習指導、生活指導の連携

指導方法と指導体制の充実

- ◇小学校高学年への教科担任制
- ◇相互の乗入れ授業
- ◇少人数指導、習熟度別学習
- ◇教職員の意識改革と指導力の向上
- ◇指導体制の充実

保護者・地域の学校運営への参画
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

保・幼との連携

V 小中一貫教育の主な取組

1 小中一貫教育推進体制の構築

◇市小中一貫教育推進委員会

(仮称)笠岡市小中一貫教育推進委員会を設置し、本市の小中一貫教育の方向性や取組内容を検討し、各中学校ブロックの取組を支援します。

◇中学校ブロック小中一貫教育推進協議会

各中学校ブロックにおいて、9年間を見通した目指す子供像、具体的目標、評価項目・指標等の設定、取組内容等を検討・協議・検証する組織として小中一貫教育推進協議会を設置します。

◇学校経営体制の構築

【管理体制】

- 中学校ブロックにおいて目指すべき子供像や学校教育目標の実現に向けて全職員一体となって取り組むことが重要であることから、校長をはじめとする管理職に対して、小中一貫教育に係る調整担当の校長や副校長若しくは教頭を指名するなど、管理体制を整備します。

【指導体制】

- 小学校・中学校への乗入れ授業や合同授業などに対応するよう教職員の兼務発令を実施します。
- ブロック内の各学校間の調整や異学年交流の調整を行い、円滑な教育活動を進めるため、調整担当としての小中一貫教育コーディネーターを配置します。
- 乗入れ授業や教科担任制による教育活動の円滑な運営を図るため、後補充教員を配置します。なお、配置にあたっては、岡山県教育委員会に要請するとともに、市費職員の配置についても検討します。

【保護者・地域との協働体制】

- 中学校ブロックでの小中一貫教育を保護者・地域と一体となって推進するため中学校ブロック全体で*学校運営協議会を設置します。
- 地域の有する人材をはじめとした教育資源の有効活用を図り、地域とともに地域の子供たちを育てるという共通認識の下、*地域学校協働活動本部との連携を図ります。

2 義務教育9年間で目指す子供像・学校教育目標の設定

各中学校ブロックにおいて、それぞれの地域の特性等を踏まえ、義務教育9年を見通した目指す子供像、学校教育目標等を設定し、その実現に努めます。

3 義務教育9年間を見通した指導カリキュラムの編成

- 全小・中学校で、指導内容、指導方法、学習活動、評価等を含めた義務教育9年間を貫く系統的・継続的指導計画「小中一貫教育カリキュラム」を編成します。
- このカリキュラムの編成については、まず、教育委員会が教科ごとの「モデルカリキュラム」試行版を作成し、各学校の試行的運用に備えます。
- 市全体でカリキュラム編成委員会を設置し、モデルカリキュラムを作成します。その後、モデルカリキュラムを踏まえて各中学校ブロックの特性を反映した「小中一貫教育カリキュラム」を編成し、運用します。
- この中学校ブロックの「小中一貫教育カリキュラム」は、中学校の改訂教科書の使用に合わせ、令和3年度を目途に本格的運用を目指します。

4 指導方法の充実

小中一貫教育をより確実に効果的に進めるうえで、義務教育9年間を見通した小中一貫教育カリキュラムの運用において、小学校、中学校のそれぞれの教員の専門性や特性を相互に理解し、連携・協働により取り組むことが重要であります。そうした取組として、次の指導方法を導入します。

○小学校高学年における教科担任制の導入

教育内容や学習活動の量的・質的充実が図られる中、学習の習熟期及び中学校への接続期である小学校高学年において、専門的な指導を充実させ、学力や学習意欲の向上を図るため、一部教科において教科担任制を導入します。

導入形態

- ・ 特定教科における専科指導
- ・ 学級担任間の授業交換
- ・ 専科担当教員と学級担任とのTT

指導に当たる人員配置

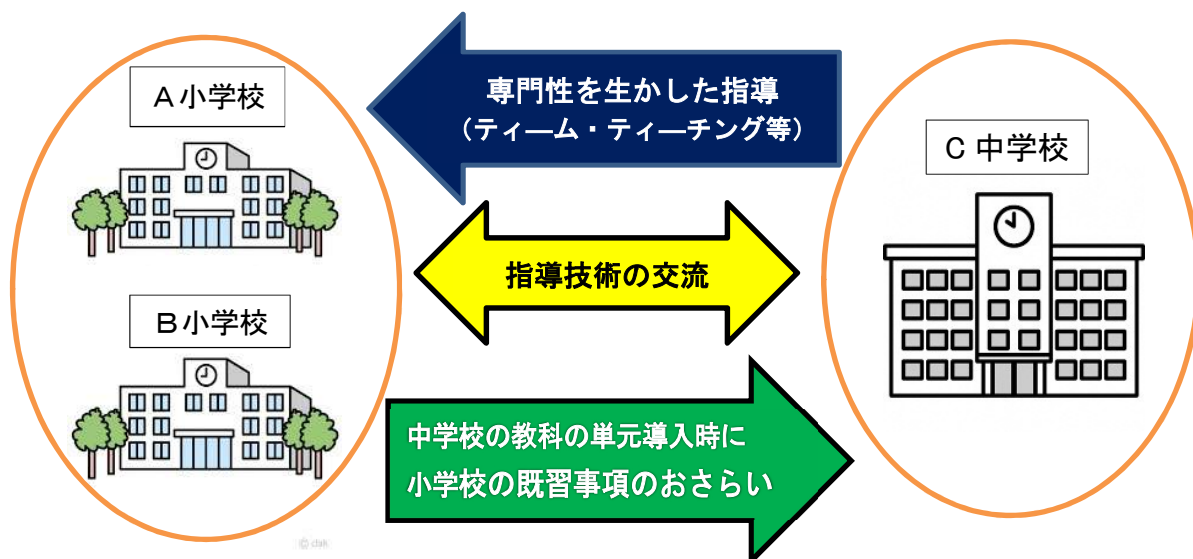
- ・ 小学校教員のみでの指導
- ・ 中学校教員の乗入れ指導

○*相互乗り入れ指導の実施

小・中学校の教職員が協働した指導を継続的に実施し、*ティーム・ティーチングなどによる子供たちの個に応じた学習指導を充実し、分かる授業の展開の中で学力の向上に努めます。

また、小学校児童の中学校進学に対する不安などの学校段階間のギャップの緩和・解消に努めます。

こうした小・中学校における学習指導や生徒指導の改善・充実を図る一つとして、小・中学校教職員の相互乗入れ指導を実施します。



5 異学年交流，学校間交流

施設分離型や併設型の小中一貫教育が主流となる本市において、異学年交流，小学校間交流及び小・中学校間交流の取組を通して、児童の中学校生活への不安感を軽減し、学校段階間（中1ギャップ）の解消を図ります。

また、異学年で学ぶことでの新しい気付きや振り返りにより、学習意欲の向上を図ります。

さらに、近年の少子化の中で児童生徒数の減少に伴い集団の確保が難しい状況に対応するため、異学年交流や学校間交流を通して、十分な集団規模を確保した教育活動に取り組み、人間関係の固定化による悪影響を抑え、多様な人間関係を構築し、社会性やリーダーシップの育成を図ります。

以上のようなねらいを達成するよう、中学校ブロックの実態に応じて、次のような取組を検討・実施します。

○教科等における共同学習（合同学習）

- ・小学校と中学校における英語をはじめとする教科の合同授業
- ・小学校間の合同授業
- ・地域学における合同の体験・調査活動，合同発表会 など

○特別活動等における交流活動

- ・小中合同での運動会・体育会の実施
- ・小中合同での文化祭・音楽発表会の実施
- ・小中合同での児童会・生徒会活動の実施
- ・地域清掃やあいさつ運動の合同実施 など

6 特色ある教育課程（カリキュラム）の導入

（1）地域の特色を生かした地域学『笠岡学』の実践

笠岡市は、保幼小中連携教育の中で、小中学校において、総合的な学習の時間や社会科などの学習を通じて、自分たちの住む地域や笠岡市の自然、歴史や風土、人物などを知り、子供たちの郷土を愛する心や誇りを育んできました。

今後は、小中一貫教育を進める中で「地域学」として郷土学習を明確に位置付け、義務教育9年間を通して系統的、継続的な学習活動を進め、郷土愛の育成を図ります。

○地域学を通して育みたい資質・能力

- ・探求的な学習の過程において、課題解決に必要な知識・技能
- ・調査して得た情報を基に考え、まとめる思考力・判断力・表現力
- ・探求的な学習に主体的・協働的に取り組もうとする姿勢・態度

※「地域学」とは、地域や笠岡市の自然、歴史や風土の良さ、人々の想いや願いに触れ、地域や笠岡市を愛し、誇りを持つとともに、その発展に寄与する人材の育成を目指す郷土を舞台とした学習です。

総合的な学習を中心とした「地域学」の展開構想図

目指す子供像

自立して共に生き、郷土笠岡を愛する子供

- 「自立」とは……基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決すること
- 「共に生きる」とは……自らを律しつつ、他者への思いやりをもって多様な人々と協働すること
- 「郷土笠岡を愛する」とは……地域に根ざした教育活動により、ふるさとを愛し、自信と誇りを持つこと

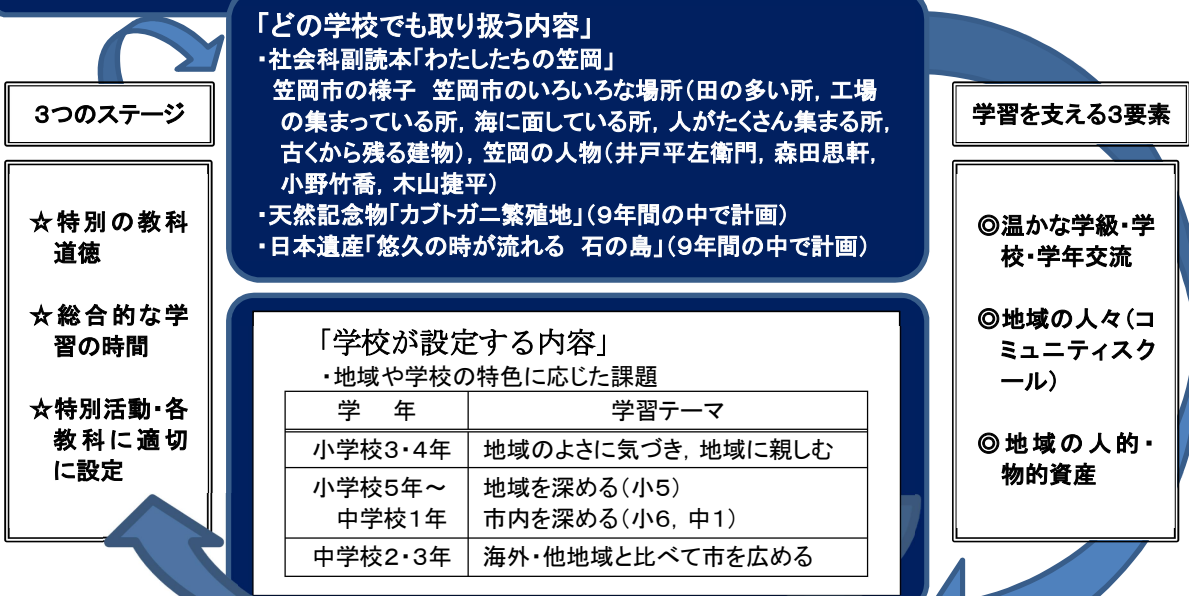
地域学とは

地域や笠岡の自然、歴史や風土のよさ、人々の想いや願いに触れ、地域や笠岡を愛し、誇りをもつとともに、その発展に寄与する人材の育成を目指す郷土を舞台にした学習

育てたい資質・能力

知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力、人間性等
地域の人、もの、ことに関わる探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付けるとともに、地域の特徴やよさに気づき、それらが人々の努力や工夫によって支えられていることに気付く。	地域の人、もの、ことの中から問いを見いだし、その解決に向けて仮説を立てたり、調査して得た情報を基に考えたりする力を身に付けるとともに、考えたことを、根拠を明らかにしてまとめ・表現する力を身に付ける。	地域の人、もの、ことについての探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、持続可能な社会を実現するための行動の仕方を考え、自ら社会に参画しようとする態度を育てる。

学習の内容等



学習の方法

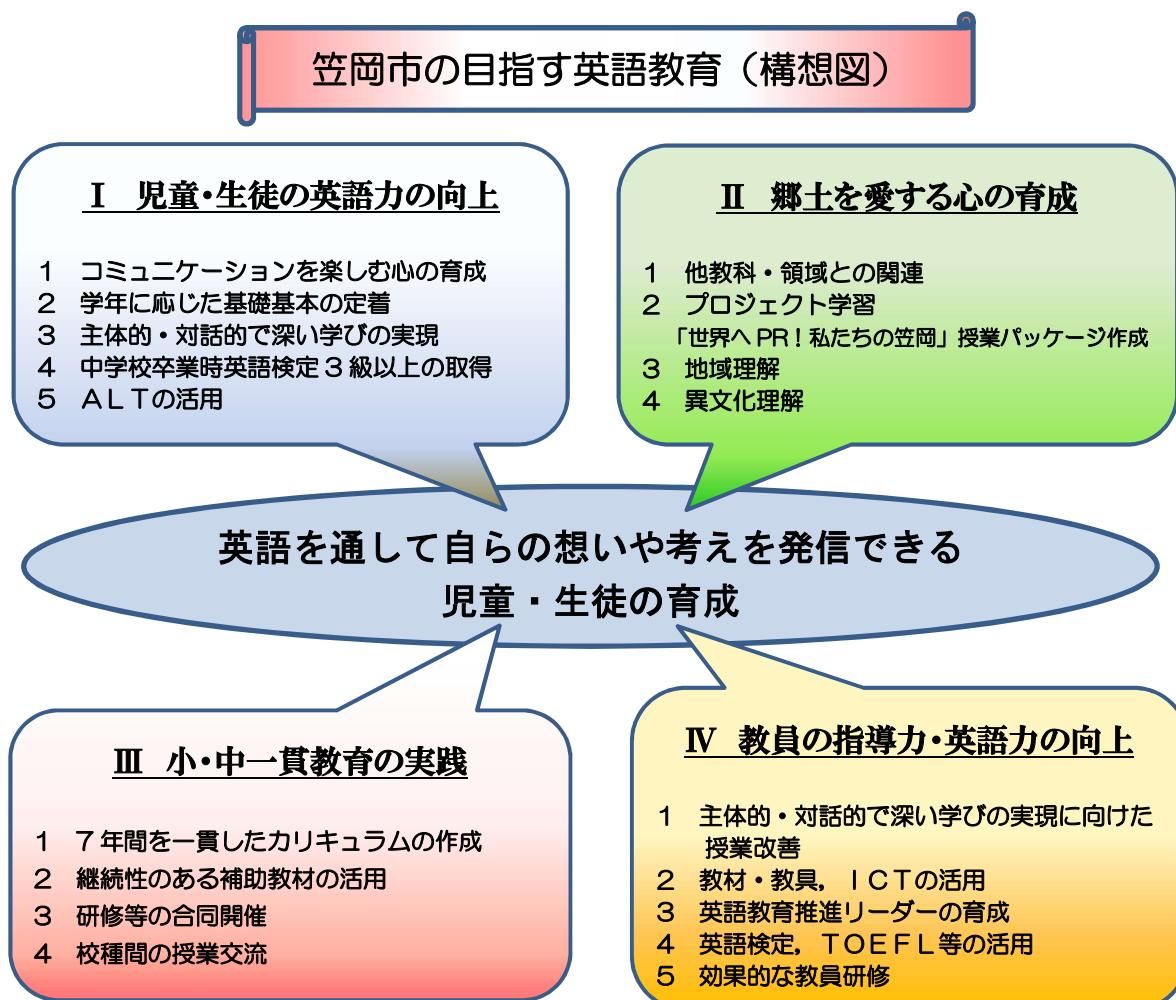
探究的な学習 → ①課題の設定 ②情報の収集 ③整理・分析 ④まとめ・表現

(2) 英語・外国語活動の充実

新しい学習指導要領において、小学校3・4年生に外国語活動、5・6年生に教科として外国語が位置付けられ、新たに中学校における英語科への円滑な接続への取組が必要となります。また、グローバル化の流れの中で、笠岡市においても、日本遺産認定に伴う*インバウンドの増加予測や外国人研修性の増加など、その波は及んできています。

笠岡市では、平成28年度から笠岡市英語教育推進委員会を立ち上げ、小中学校が連携して英語教育を推進してきました。英語教育推進委員会は、市内の校長・教頭、小中学校の指導教諭・教諭12名とスーパーアドバイザーとして大阪樟蔭女子大学 菅正隆教授で構成されています。「英語を通して自らの思いや考えを発信できる児童・生徒の育成」を目指し、その実現を目指して実践に取り組んでいます。

今後、英語教育推進委員会を中心に、小中一貫教育を進めることで児童・生徒の英語力やコミュニケーション能力の向上が期待できるものと考えます。教科担任制や乗入れ授業等の導入によって、さらなる授業改善や教員の指導力向上に努めます。



7 特別支援教育の充実

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点から児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため継続的な指導・支援が必要となっています。9年間を通じて一貫した指導・支援に取り組む小中一貫教育の導入によって、児童生徒の障害の状態や特性等に関する情報や小学校段階での指導・支援の内容についての情報を引き継ぎ、小・中学校の教職員間の連携の中で、適切で継続性のある指導・支援を行います。

こうした小中一貫教育の推進を図り、共生社会の形成に向けた*インクルーシブ教育システムの構築のために、特別支援教育の充実を図ります。

※「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（障害者の権利に関する条約第24条より）

（1）学習環境への継続的な配慮

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の中には、中学校進学に際して、急激な環境の変化に強い戸惑いや混乱を感じ、学習意欲や集中力が低下してしまう場合があります。小中一貫教育のねらいの一つである「中1ギャップ」の解消は小学校から中学校への進学時の過度な段差をなくし、移行を円滑化することで子供の精神的・身体的負担を軽減するところであり、特別支援教育においても重要な考え方となっています。こうしたことから、児童生徒が安心して過ごしやすい学習環境を整えていきます。

（2）個別の教育支援計画・個別の指導計画の導入

- ・早期からの教育相談・支援，就学指導，就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した教育支援として，個別の教育支援計画の作成・活用を通じて一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ります。
個別の教育支援計画の作成にあたっては，障害の状態，教育的ニーズ，保護者の意見や，教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見，学校や地域の状況等を総合的に判断して，継続的な教育支援を，さらには家庭や関係機関と連携した教育支援を目指します。
- ・障害のある児童生徒の一人一人の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう，個別の教育支援計画等を踏まえて，個別の指導計画を作成・活用し，支援の質の充実を図ります。
- ・幼稚園や保育所等の就学前からの情報を引き継ぎ，小中一貫教育の9年間とい

う長期的視点に立って、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成・実施し、改善を加え、児童生徒の自立と社会参加を見据えた指導を行います。

※「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画

※「個別の指導計画」とは、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導計画や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）から）

（３）交流及び共同学習

障害のある子供と障害のない子供が様々な場面で活動を共にする機会を計画的・継続的に設け、一人一人が多様性を尊重し、豊かな人間性を育むよう、合同行事や共同授業を実施します。

（４）教職員の専門性の向上

小中一貫教育を進める小・中学校の教職員の合同研修や授業研究会を実施し、それぞれの教育における重要観点を相互に理解し、連携・継続した指導・支援の重要性を認識する中で、特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

8 教職員の意識改革と指導力の向上

（１）教職員の意識改革と共通認識の醸成

小中一貫教育の推進に当たっては、これまでの小学校、中学校における学校文化に固執することなく、義務教育9年間で子供たちを育てるという意識を共有し、小・中学校の教職員が互いの良さを認識し連携して指導に当たることが重要です。

そのため、中学校ブロックで設定する目指す子供像や学校教育目標など、中学校ブロック小中一貫教育推進組織をはじめとした議論の場を設定し、意識改革と共通認識の醸成を図ります。

（２）教職員の指導力の向上

小・中学校の教職員が学習全体を見通し、より良い指導方法を見出し、改善ができるよう、研修会等の機会の充実を図ります。

また、教育委員会の指導主事等による指導・支援の充実に努めます。

- ・全市的小中一貫教育研究大会
- ・小・中学校教職員の合同研修会
- ・公開授業の実施と参観 など

(3) 教職員の負担軽減への対応

小中一貫教育の取組における小学校高学年での一部教科担任制や小中学校での乗入れ授業，ティーム・ティーチングの実施に際して，小・中学校教員の打合せ等の協議時間の確保，地域との協働活動における調整など，先進地事例等でも，教職員の負担軽減への対策が課題として挙げられている。

こうした課題への対応として成果を上げている方策を積極的に採用し，教職員の多忙感や負担感を軽減し，子供たちと向き合える時間の確保を図ります。

【対応策】

- ・ 後補充教員の配置等の人員体制の確保・充実
 - ・ テレビ会議システム等のICT機器の充実と活用
 - ・ 学校間の移動に必要な公用車の確保
 - ・ 地域学校協働活動（本部）との連携・調整を図るコーディネーターの配置
 - ・ 校務分掌の合理化と効率化を図るシステムの開発 など
- （小・中学校の共同化，校務支援システムの活用，業務アシスタントの活用など）

VI 教育環境の整備

1 教育設備の充実

(1) ICT機器の充実と活用

施設分離型となる本市の小中一貫教育において、様々な学習活動や教員の指導準備等にかかる学校間の移動等が課題となる。これらの課題の軽減・解消を図るため、ICT機器の充実と活用を積極的に図ります。

- ・9年間を見通したカリキュラムの運用による新しい学習指導要領に沿った指導を確実に展開するため、ICT機器や教材のさらなる充実と活用を図ります。
- ・遠隔教育システム（テレビ会議システム）の導入により、小学校間や小・中学校間の合同授業等の対応、さらに、教職員間の協議調整時間等の効率化及び負担軽減を図ります。
- ・ICT機器の確実な利活用を図るため、現行配置しているICT支援員の充実に図ります。

(2) 移動手段の確保

- ・学校間交流行事や合同行事の実施に伴う児童・生徒・教職員の移動に対応するため、交流用車両（スクールバスなど）の配備を進めます。

2 学校（既存）施設の改修整備

①校舎の整備

- ・小学生の中学校校舎の安全な利用に対応するため、既存の階段や教室内設備を見直し、小学生仕様を考慮した改修を進めます。

②児童生徒交流スペースの整備

- ・児童生徒の学年間、学校間の交流を促進するため、既存施設の活用若しくは改修した交流スペースの整備を図ります。

③保護者・地域との交流スペースの整備

- ・保護者や地域との協働の中で小中一貫教育を進めるため、保護者や地域学校支援本部との連携・交流の拠点とする交流スペースの整備を図ります。

3 施設一体型小中一貫教育校の整備

施設一体型小中一貫教育校は、同一敷地内で、一つの教職員団による義務教育9年間の一貫したカリキュラムに基づく系統的・計画的な教育活動が実施できます。

児童生徒にとっては合同授業、合同行事や異学年交流活動など、教職員にとっては職員会議、小・中学校教職員間の協議・調整会議など、それぞれに移動時間の効

率化が図られるとともに、同一敷地内での学校生活を過ごすことで、日常生活の中で児童生徒・教職員間の相互理解が進むこととなります。こうしたことから、施設一体型は、小中一貫教育を進めるうえで最も望ましい施設形態とされています。

そのため、笠岡市の施設一体型小中一貫教育校について、学識者や教職員等の学校関係者をはじめ、保護者・住民の意見を反映させた整備構想を早期に策定し、この構想に基づいて個々の建設整備計画を定め計画的に進めます。

対象となる中学校ブロックについては、児童生徒数、学校の敷地面積、既存施設の状況や地理的条件等を諸々勘案する中で、金浦中ブロック、新吉中ブロック、神島外中ブロックを候補とし、中期財政計画との整合を図りながら進めていきます。

なお、第1候補としては、敷地的条件が優位である金浦中ブロックを考えています。

まず、1校目について、令和8年度開設を目途として、以降、令和10年度までに整備していくこととします。

4 児童生徒数の減少に伴う小規模化への対応（学校規模の適正化）

（1）中学校学区の再編

一つの小学校から二つの中学校へ分かれて進学している状況にある地域について、小中一貫教育の効果をより確実に高めるため、現行の学校選択制の対応も含め通学区域の見直しを行います。ただし、見直しにあたっては、保護者・地域の事情を含め、地域との合意形成を図っていきます。

- ・笠岡西中学校区及び笠岡東中学校区（馬飼・広浜地区）
- ・笠岡東中学校区及び大島中学校区の学校選択制（西大島新田地区ほか）

（※中学校区の通学区域の見直しについては、別途「学校規模適正化計画」の見直しの中で行います。）

（2）学校規模適正化計画の見直しと推進

現在、平成26年度に策定した学校規模適正化計画は、「まち、ひと、しごと創生総合戦略」の推進に伴い、平成27年度から平成31年度（令和元年度）まで「柔軟な対応」として地域の要望を受けて、一時保留となっています。その間、策定時における児童生徒の減少予測を上回る減少状況にあり、複式学級の増加を含め学校の小規模化がさらに進展しています。児童生徒の適正な規模を確保し、社会性の育成を始めとする好ましい教育環境と学校運営体制を図り、小中一貫教育の効果をより高めるため、現行の学校規模適正化計画の見直しが必要となっています。

したがって、学校規模適正化計画は、今後の児童生徒数の推移予測を基に令和元年度中に見直し、「柔軟な対応」の期間終了後の令和2年度から改訂学校規模適

正化計画に基づいて、適正規模の実現を図るよう進めていきます。

【学校規模の適正化に関する基本的な考え方】

(平成 26 年笠岡市立小・中学校の学校規模の適正化計画基本方針より)

学校は、集団生活を通して、多様な考えや特性を持つ児童生徒が互いに協力し、助け合い、高め合いながら学力や体力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育む場です。

そのため、教科などの学習はもちろんのこと、学校行事や部活動においても一定規模の集団を確保し、効果的な教育活動を展開することが必要です。

(中略)

こうしたことから、次の点を基本として学校規模の適正化に取り組みます。

1) 小学校においては、複式学級編成が継続、そして今後見込まれる場合はその解消を図るよう努めます。

また、望ましい教育活動を円滑に実施するために、1校当たりの学級数は少なくとも1 学年 1 学級以上、1 学級当たりの児童数は 20 名を目安として学校規模の適正化に努めます。

2) 中学校においては、生徒の興味・関心等へ対応することができるよう、学習や部活動、学校行事等の選択の幅を持たせることが大切だと考えます。

そこで、中学校においては、クラス替えが可能な 1 学年複数学級となるように学校規模の適正化に努めます。

【国が示す標準とする学校規模】

(学校教育法施行規則・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律より)

校種	標準学級数	1 学級の人数	備考
小学校	12 学級以上 18 学級以下	40 人 ただし、小学校第 1 学年は 35 人	岡山県は小学校第 1・2 学年 35 人が原則
中学校			
義務教育学校	18 学級以上 27 学級以下		

【学校規模適正化により得られる教育効果】

学校規模の適正化を図ることで、小規模校の抱えるデメリットが解消又は緩和され、次のような教育効果が得られます。

《学習指導面》

- ・ 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい。

- ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動の制約が解消され、活気が生じやすい。
- ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。
- ・児童・生徒数，教職員数がある程度確保されるため，グループ学習や習熟度別学習，小学校の専科教員による指導など，多様な学習・指導形態が取りやすい。

《生活指導面》

- ・クラス替えにより，人間関係の固定化が生じにくく，豊かな人間関係の構築や多様な集団形成が図られやすい。
- ・切磋琢磨すること等を通じて，社会性や協調性，たくましさ等を育みやすい。
- ・学校全体での組織的な指導体制を取りやすい。

《学校運営面》

- ・教職員数がある程度確保できるため，経験，教科，特性などの面でバランスの取れた教職員配置を行いやすい。
- ・学年別や教科別の教職員同士で，学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。
- ・校務分掌の一人への複数集中が緩和され，組織的にくいやすい。
- ・教職員の出張，研修等に参加しやすい。

【小中一貫教育の効果的な実施】

小中一貫教育の取組において，一定の学校規模を確保することで，子供たちの多様な人間関係を通じた学びの充実が図られ，その効果を十分に発揮することができます。

ただ，施設分離型においては連携する小学校数が少ない方が，小学校間における年間を通じた乗入れ授業，合同授業や交流活動，教職員間の連携，合同行事など，小学校と中学校との連携を円滑に進めることができ，より効果的な教育を行うことができます。

それぞれの中学校ブロック内で，構成する小学校数の状況に応じて，教育効果の上がるよう工夫した取組に努めていきます。

Ⅶ 小中一貫教育導入スケジュール

各中学校ブロックで、令和元年度から令和2年度までの2年間を準備期間として、組織体制、取組内容などを協議・研究し、令和3年度から令和4年度までの2年間の試行を経て、令和5年度から完全実施することとします。

年度	内容	備考
令和元年度 【準備】	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育推進計画の策定 ・研究指定校「小中一貫教育」のまとめ ・中学校ブロック一貫教育推進構想の検討 ・保護者・地域関係への説明会 ・教職員研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教科書採択 ・小・中学校試作版小中一貫教育カリキュラムの編成・試用
令和2年度 【準備】	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック一貫教育推進構想の策定 ・中学校ブロック推進体制の構築 ・中学校ブロック年間計画の策定 ・取組内容の検討・試行 ・教職員研修の開催 ・小中一貫教育カリキュラム編成委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校新学習指導要領全面運用（新教科書） ・中学校教科書採択 ・小中一貫教育カリキュラムの編成
令和3年度 【試行】	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック一貫教育の試行 ・推進体制の検証・見直し ・年間計画の検証・見直し ・取組内容の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校 新学習指導要領全面運用（新教科書） ・小中一貫教育カリキュラムの運用
令和4年度 【試行】	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック一貫教育の試行・見直し ・推進体制の検証・見直し ・年間計画の検証・見直し ・取組内容の検証 	
令和5年度 【完全実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック一貫教育の本格実施 ・中学校ブロック一貫教育推進構想の確認 ・年間計画の検証・見直し ・取組内容の検証 	

○施設一体型教育校の整備

施設一体型小中一貫教育校の開設については、別途「(仮称)施設一体型小中一貫教育校施設全体整備構想」を策定し、対象となる中学校ブロックごとに整備計画を作成して、年次計画的に具体的な取組を進めることとします。

年度	内 容	
	第1候補ブロック (金浦中ブロック)	第2候補ブロック・第3候補ブロック (新吉中ブロック・神島外中ブロック)
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 全体整備構想（整備方針）の検討・策定 (金浦中ブロック, 新吉中ブロック, 神島外中ブロック) ※ 策定された整備構想（方針）に基づき, 開設準備及び建設の推進 	
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画の策定 	
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 建設整備準備 	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画の策定
令和5年度		
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 開設準備 施設建設 (着手～完成) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設整備準備
令和7年度		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> 開設, 運営スタート 	<ul style="list-style-type: none"> 開設準備 施設建設 (着手～完成)
令和9年度		
令和10年度		<ul style="list-style-type: none"> 開設, 運営スタート

※ このスケジュールは、現時点での目途としているもので、今後、別途策定する「(仮称)施設一体型小中一貫教育校施設全体整備構想」及び中学校ブロックごとに策定する「整備計画」により具体的なスケジュールが定まることとなります。

※ 3候補ブロックの内、既存環境における整備条件が優位である金浦中学校ブロックを第1候補として考えています。

VIII 計画管理

1 計画期間

本計画の計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10ヵ年とします。

2 計画の管理

本計画の推進にあたっては、計画策定後の児童生徒数の推移予測を含め、社会情勢等の変化を的確に把握し、PDCAサイクルにより適宜見直し、確実に推進していきます。

また、本計画は、小中一貫教育の教育効果を図るうえにおいて、適正な学校規模を確保することが重要であることから、学校規模適正化計画との整合を図りながら進めることとします。

◎参考

【用語】

【あ行】

○アプローチカリキュラム (P4, 12)

幼小接続期のカリキュラムの一つで、就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラムをいう。

○インクルーシブ教育システム (P23)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることの目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（障害者の権利に関する条約第24条より）

○インバウンド (inbound) (P22)

原義は「外から中に入る、内向きの」の意味の形容詞。対義語はアウトバウンド。

本計画における意味は、近年、観光用語として使われることが多い、外国人の訪日旅行を示しています。

【か行】

○学校運営協議会（コミュニティ・スクール）(P17 ほか)

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組みです。

学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと文部科学省は定義しています。

主な役割として、「①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる ③教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」の3つを挙げています。

【さ行】

○小1プロブレム (P8)

小学校に入学したばかりの1年生が、(1) 集団行動がとれない (2) 授業中に座ってられない (3) 先生の話を受けない、などと学校生活に馴染めない状態が続くことを示します。

○スタートカリキュラム (P4, 12)

幼小接続期のカリキュラムの一つで、就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにする5歳児のアプローチカリキュラムに対して、幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラムを指します。

○相互乗り入れ指導（授業）(P18, 19 ほか)

中学校教員が小学校で、又は小学校教員が中学校で指導（授業）を行うことを指します。

【た行】

○地域学校協働活動（本部）（P17）

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて総称したものです。連携・協働する枠組みとしては、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広い住民等の参画が望まれます。活動の具体としては、学校支援活動、放課後子供教室、土曜日の教育活動、学びによるまちづくり、地域社会における地域活動等、幅広い地域住民等参画によって行われる様々な活動を指し、それぞれの地域や学校の実情や特色に応じ、多様な活動を推進することが期待されています。

「地域学校協働本部」は、従来の学校支援地域本部や放課後子供教室等の地域と学校の連携体制を基盤とし、より多くの地域の人々や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。

○ティーム・ティーチング（P18, 19 ほか）

授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力を通して一人一人の子ども及び集団の指導の展開を図り、責任をもつ指導方法及び形態です。学級内における教師間の協力はもとより、学習形態の工夫を図る観点から、学級集団にとらわれずに適宜移動して学習集団を柔軟に編成するところに、すなわち、学習内容、興味・関心、達成度などに応じて柔軟な学習集団の編成を可能とするところに、ティーム・ティーチングの特徴があります。

○中1ギャップ（P6, 7 ほか）

一部の児童が、小学生から中学1年生に進級した際に被る、心理や学問、文化的なギャップと、それによるショックのことを示します。

【ま行】

○メタ認知能力（P11）

自己の認知活動（知覚、情動、記憶、思考など）を客観的に捉え評価した上で制御することです。「認知を認知する」（cognition about cognition）、あるいは「知っていることを知っている」（knowing about knowing）ことを意味します。またそれを行う心理的な能力をメタ認知能力といいます。メタ認知は様々な形でみられ、学習や問題解決場面でいつどのような方略を用いるかといった知識や判断も含まれます。現在では多くの教育現場でメタ認知能力の育成は重要な課題となっています。また、メタ記憶とは自己の記憶や記憶過程に対する客観的な認知であり、メタ認知の重要な要素の一つです。

【メタ認知と教育】

メタ認知能力の育成は、現代の教育、特に学校教育の場面において特定の教科教育を越えた重要な課題の一つとなっており、メタ認知を通して自己の思考プロセス・課題などを客観的に捉え、主体的に学習する姿勢や問題解決の能力を高めることが期待されています。

【参考文献】

- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
(H24. 07 月) (中央教育審議会初等中等教育分科会)
- 「小中一貫教育等についての実態調査の結果」(H26) (文部科学省初等中等教育局)
- 「小中一貫教育を推進する上での学校運営協議会の在り方について（第1次報告）」(H26. 10 月)
(コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)
- 「子供の発達や学習者の意欲・能力に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」
(H26. 12 月) (中央教育審議会)
- 「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」(H27. 07 月)
(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)
- 「小中一貫教育の成果と課題に関する調査研究（平成27年度プロジェクト研究報告書）」
(H27. 08 月) (研究代表者 渡邊恵子（国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部長）)
- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」(H27. 12 月)
(中央教育審議会)
- 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策
について（答申）」(H27. 12 月) (中央教育審議会)
- 「学校運営協議会」設置の手引 (H28. 7 月) (文部科学省)
- 「小中一貫教育Q&A」(H28. 10 月) (文部科学省小中一貫教育制度研究会 (株)ぎょうせい)
- 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」(H28. 12 月) (文部科学省)
- 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集」(H30. 01 月) (文部科学省)
- 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」(H30. 09 月) (遠隔教育の推進に向けたタスクフォース)
- 「平成29年度 小中一貫教育導入に向けた取組」(H30. 10 月) (文部科学省)